

平成28年5月16日

各 位

会 社 名 ジオマテック株式会社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 松 崎 建 太 郎
(J A S D A Q コード : 6 9 0 7)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 経 理 財 務 部 長 河 野 淳
電 話 番 号 0 4 5 - 2 2 2 - 5 7 2 0

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行すること、及びそれに伴い「定款一部変更の件」を平成28年6月29日開催予定の第63期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日公表の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社では従来から、業務執行の健全性・透明性・効率性の向上を目的にコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいりましたが、今般、監査等委員会設置会社に移行することにより、監査等委員である取締役（過半数は社外取締役。）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るものです。

(2) 移行の時期

本年6月29日開催予定の第63期定時株主総会において、必要な定款変更等についてのご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、現行定款第28条(社外取締役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、現行定款第28条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ 取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。
- ④ 取締役会の決議方法につき、一部字句の修正を行うものであります。
- ⑤ 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他の所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

なお、本定款変更は、定款変更のための株主総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 平成28年6月29日

定款変更の効力発生日(予定) 平成28年6月29日

以 上

(下線は変更箇所を示します)

現行	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第6条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p><u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株主の買増し)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p><u>第7条</u> (現行どおり)</p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p><u>第8条</u> (現行どおり)</p> <p>(単元未満株主の買増し)</p> <p><u>第9条</u> (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第10条</u> (現行どおり)</p>

<p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第12条</u> (条文省略)</p> <p>(招集)</p> <p><u>第13条</u> (条文省略)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第14条</u> (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第15条</u> (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第16条</u> (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第17条</u> (条文省略)</p> <p>② 会社法309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第18条</u> (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第19条</u> 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> (現行どおり)</p> <p>(招集)</p> <p><u>第12条</u> (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第13条</u> (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第14条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第15条</u> (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第16条</u> (現行どおり)</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第17条</u> (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第18条</u> 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、7名以内とする。</p> <p><u>② 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
--	---

<p>(選任方法)</p> <p><u>第20条</u> 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p><u>第21条</u> 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>② 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第22条</u> (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第23条</u> (条文省略)</p>	<p>(選任方法)</p> <p><u>第19条</u> 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ <u>監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第20条</u> 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第21条</u> (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第22条</u> (現行どおり)</p>
--	---

<p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第 24 条</u> 当社の取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第 23 条</u> 当社の取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p><u>第 25 条</u> (条文省略)</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p><u>第 24 条</u> (現行どおり)</p> <p>② 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第 25 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会規程)</p> <p><u>第 26 条</u> (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第 27 条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p><u>第 26 条</u> (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第 27 条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>

<p>(<u>社外取締役の責任免除</u>)</p> <p>第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(<u>員数</u>)</p> <p>第 29 条 <u>当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(<u>選任</u>)</p> <p>第 30 条 <u>当社の監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>任期</u>)</p> <p>第 31 条 <u>当社の監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(<u>常勤の監査役</u>)</p> <p>第 32 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(<u>取締役の責任免除</u>)</p> <p>第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(<u>削除</u>)</p> <p>(<u>削除</u>)</p> <p>(<u>削除</u>)</p> <p>(<u>削除</u>)</p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p>第 29 条 <u>当社の監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
--	---

<p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p><u>第 33 条</u> 当社の<u>監査役会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査役</u>に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第 34 条</u> 当社の<u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p>(<u>監査役会</u>規程)</p> <p><u>第 35 条</u> 当社の<u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会</u>規程による。</p> <p>(<u>報酬等</u>)</p> <p><u>第 36 条</u> 当社の<u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(<u>社外監査役の責任免除</u>)</p> <p><u>第 37 条</u> 当社は、<u>会社法</u>第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に<u>同法</u>第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(<u>監査等委員会</u>の招集通知)</p> <p><u>第 30 条</u> 当社の<u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査等委員</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査等委員会</u>の決議の方法)</p> <p><u>第 31 条</u> 当社の<u>監査等委員会</u>の決議は、議決に加わることのできる<u>監査等委員</u>の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(<u>監査等委員会</u>規程)</p> <p><u>第 32 条</u> 当社の<u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会</u>規程による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	--

<p>第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第38条 (条文省略)</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p><u>第39条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。</u></p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p><u>第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第33条 (現行どおり)</u></p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p><u>第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p><u>第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p><u>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	--

<p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p><u>第41条</u> 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。</p> <p>② 未払の剰余金の配当及び中間配当には、利息をつけないものとする。</p>	<p>(剰余金の配当の除斥期間等)</p> <p><u>第36条</u> 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。</p> <p>② 未払の剰余金の配当には、利息をつけないものとする。</p>
---	---